

学校番号 (27)
 学校名 福岡市立月隈小学校
 校長名 佐藤 昌宏
 (生徒指導担当者 加藤 晃太郎)

令和3年度 月隈小学校いじめ防止基本方針

いじめの防止等のための取組に係る達成目標

4月に学校いじめ防止基本方針を作成し、いじめ防止対策部会（生徒指導部会）と全体会を毎月行う。また、全体会の中では、いじめについての研修を扱うなど、全職員のいじめに対する共通理解と意識向上を図る。8月に学校いじめ防止対策委員会の取組内容の改善や2月に次年度いじめ防止基本方針提案を行う。

1 いじめ防止等に対する基本姿勢

「いじめは、どの学校でもどの学級でもどの子にも起こり得るものである。」という認識のもと、児童生徒が「いじめのない明るく楽しい学校生活」を送ることができるように、「いじめ防止基本方針」を策定した。いじめ防止のための基本姿勢として、以下の9つのポイントをあげる。

(1) いじめに対する基本認識

- ①いじめは人間として絶対に許されないものであるという認識に立つ。
- ②いじめ問題解決にあたっては、被害児童の立場に寄り添った指導を行う。
- ③いじめ問題への対応は、学校の在り方が問われる問題であるという認識をもつ。
- ④いじめ問題解決にあたっては、関係者が一体となって取り組む姿勢を持つ。

(2) いじめ防止のための基本姿勢

- ①いじめを許さない、見過ごさない学級づくり等、いじめの未然防止に努める。
- ②いじめの早期発見、早期解決のための指導体制および対策を講じる。
- ③いじめの早期発見、早期解決のために家庭と連携して取り組む。
- ④いじめの早期発見、早期解決のために地域や関係機関と協力連携して取り組む。

<月隈小 いじめゼロ宣言>

【令和2年度】

- ・学校スローガン「いじめゼロ笑顔で かがやけ月隈スマイル」
- ・全校一斉の取り組みスローガンポスターを作る。
- ・各クラスの取り組み
 - ①いいところ見つけ（友達のいいところを発表し合う）
 - ②あいさつ+エアタッチ（帰りのあいさつの後に、友達とエアタッチ）
 - ③友達タイム（話題を決め、友達と1分間お話する）

※令和3年度の内容については、児童会で作成中

2 いじめの未然防止（未然防止のための取組等）

(1) 人権教育の充実

- ①いじめは、相手の基本的人権を侵害する行為であり、いかなる理由があろうと決して許されるものではないことを児童が理解できるようにする。
- ②児童が人を思いやることができるよう、人権教育の基盤である「生命尊重」「公正・公平」等、人間尊重の精神を養うとともに、人権感覚の高揚を図る。

(2) 道徳教育の充実

- ①児童が道徳的実践力を身に付けることができるように、児童の実態に合わせて内容を十分に検討した題材や資料等を取り扱った道徳の授業を行う。
- ②児童の心を揺さぶる題材や資料に出合わせ、人間の気高さや優しい心等に触れさせることにより、日頃の自己の言動を振り返り、よりよい生き方を考えることができるようにする。

(3) 体験学習の充実

- ①自然教室や遠足等を通して、友達や自然との直接的な関わりの中で自己と向き合うことで、生命に対する畏敬の念や感動する心等に気づかせる。
- ②生活科や総合的な学習を中心に、自然体験や福祉体験等、発達段階に応じた体験活動を教育活動に取り入れる。

(4) いじめを生まない取り組みの充実

- ①1～3年生はアセスを年2回実施し、4～6年生はQ・Uを年2回実施し、結果の分析をもとに児童の実態に応じた支援を行う。
- ②児童が主体となって、いじめがおこらない学級や学校をつくるという発想に立ち、いじめの未然防止の取組を進めていく「いじめゼロプロジェクト」を実施する。
- ③「学校いじめ防止対策部会」（生徒指導部会を兼ねる）を月に1回開催し、いじめ問題の防止に組織的に取り組む。

(5) 保護者・地域・関係機関との連携の充実

- ①授業参観・懇談会や学校からの通信、学校ホームページ等の活用による広報活動により、いじめ防止や対応についての啓発を行う。
- ②いじめ防止委員会や学校サポーター会議、学校警察連絡協議会等の各種会議を活用し、地域や関係機関と連携する。

3 いじめの早期発見・即対応（いじめの兆候を見逃さない取組等）

(1) 日々の児童の様相観察

- ・教職員は児童とともに過ごす機会を積極的に設けることを心がけ、いじめの兆候を見逃さず、いじめの早期発見を図る。
- ・始業前の時間や中休み、昼休み、放課後等の児童との会話や関わりの中で、児童の様子に目を配り、「児童がいるところには、教職員がいる」ことを心がける。

(2) 日記や連絡帳の活用

- ・日記や連絡帳を活用することにより、担任と児童・保護者が日頃から連絡を密に取り、担任との信頼関係を築き、より児童・保護者が担任に何でも相談できる雰囲気をつくる。
- ・気になる内容については、家庭訪問等を行うなど、迅速に対応するとともに、その結果を管理職と学校いじめ防止対策部へ報告し、組織的に今後の対応を協議する。

(3) 教育相談の活用

- ・SC、SSW等と連携し、必要に応じて教育相談を実施する。
- ・日常的に学校生活の中での教職員からの声かけ等、児童が教職員に気軽に相談できる環境をつくる。

(4) いじめアンケートの実施

いじめアンケート（生活アンケート）を毎月実施し、いじめの早期発見に努める。また、必要に応じて面談を実施し、いじめの早期発見に努める。

4 いじめに対する措置（ネット上のいじめ、加害児童生徒への対応も含む）

(1) 迅速、正確な実態把握

- ・当事者双方、関係児童等から個別の聞き取りを複数教職員で行い、記録を行う。
- ・いじめ防止対策部を中心に関係教職員と情報を共有し、事案を正確に把握する。

(2) 指導体制・方針の決定

- ・指導方針を明確にし、教職員全体の共通理解を図る。
- ・いじめ防止対策部を中心に指導体制を整え、対応する教職員の役割分担を行う。
- ・管理職は、教育委員会、関係機関への報告および連絡調整を行う。

(3) 児童への指導・支援

- ・いじめを受けた児童の保護および不安や心配を取り除くための手だてを講じる。
- ・インターネット上のいじめが重大な人権侵害に当たることを理解させる取組を行い、児童生徒に情報モラルを身に付けさせる指導の充実を図る。
- ・加害児童生徒に対しては、人格の成長を旨として、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導するとともに、加害児童生徒が抱える問題の解決を図る。
- ・教育相談課等と連携し、いじめを受けた児童およびその保護者、加害児童およびその保護者等、へのカウンセリング等の心のケアを行う。

(4) 保護者との連携・いじめ事案解決のための具体的な対策について説明する。

- ・保護者への協力を求め、学校との指導連携について協議する。
- ・授業参観・懇談会や個人懇談会、家庭訪問などを通じ、普段から保護者との連携を深める。

(5) いじめ事案解決後の対応

- ・関係児童に対して、必要に応じ継続的に指導・支援を行う。
- ・SC、SSW等を活用し、児童の心のケアを図る。
- ・心の教育の充実を図り、児童の自尊感情を高める学級経営を行う。

5 重大事態への対処（いじめ防止対策推進法 第28条関係）

【いじめ防止対策推進法 第28条】

1 学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態（以下「重大事態」という。）に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

2 学校の設置者又はその設置する学校は、前項の規定による調査を行ったときは、当該調査に係るいじめを受けた児童等及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供するものとする。

3 第一項の規定により学校が調査を行う場合においては、当該学校の設置者は、同項の規定による調査及び前項の規定による情報の提供について必要な指導及び支援を行うものとする。

児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるようなものについては、教育的な配慮や被害者の意向への配慮のうえ、早期に警察に相談・通報し、警察と連携した対応を図る。

6 いじめ防止のための職員研修

- (1) 教職員のいじめ問題に関する意識の向上を図るため、教育委員会及び関係機関と連携し、学校基本方針の共通理解、いじめ防止等のための対策に関する校内研修を実施する。
- (2) 「いじめ対応マニュアル」やリーフレット「いじめゼロに向けて」、「いじめの早期発見・早期対応の手引き」を活用し、日頃の自らの教育活動を振り返るよう指導の評価・改善を図る。
- (3) いじめを未然に防止するために「アセス」「Q-U」の分析・活用のための校内研修を実施する。

- (4) 心の教育研修会において、学級の実態や学級集団づくりの際の配慮事項等について情報を交流し、いじめ防止のための共通理解・共通実践を図る。
- (5) 情報モラル等（ネット上のいじめ等）に関する校内研修を実施する。

7 その他（各取組のPDCAサイクル等について）

- (1) 「月隈小学校いじめ防止基本方針」を策定するに当たっては、方針を検討する段階から保護者、地域住民、関係機関等の参画を得た学校いじめ防止基本方針になるようにし、また、児童生徒の意見を取り入れるなど、いじめの防止等について児童生徒の主体的かつ積極的な参加が確保できるようにする。
- (2) 策定した「月隈小学校いじめ防止基本方針」については、学校のホームページや通信等で広く周知を図るとともに、その内容を、必ず入学時・各年度の開始時に児童生徒、保護者、関係機関等に説明する。
- (3) いじめ防止の取り組みが適切に機能しているかどうかを「学校いじめ防止対策部会」を中心に点検し、必要に応じて改善を図る。

8 いじめ防止等の対策のための組織（いじめ防止対策推進法 第22条関係）

(1) 組織の名称と役割

○名称

月隈小学校いじめ防止対策部会

○役割

- ・学校が組織的かつ実効的にいじめの問題に取り組むにあたって中核となる役割。
- ・いじめ防止基本方針に基づく取り組みの推進
- ・いじめの相談・通報の窓口
- ・いじめ問題等に関する情報の収集及び分析
- ・いじめ問題であるかの判断
- ・いじめ問題が発生した場合の児童からの事実関係の聴取、組織的な指導や支援体制、対応方針の決定
- ・保護者・関係機関との連携

(2) 組織の構成（別添資料1参照）

- ・校長 ・教頭 ・主幹教諭 ・生徒指導担当教諭 ・養護教諭 ・児童支援
- ・スクールカウンセラー（SC） ・スクールソーシャルワーカー（SSW）
- ・公民館長 ・自治協議会会長 ・民生委員 ・PTA会長 ・スクールサポーター

9 重大事態発生時の調査機関（いじめ防止対策推進法 第28条関係）

(1) 組織の名称と役割

○名称

月隈小学校いじめ防止対策部会

○役割

- ・重大事態の発生の際の教育委員会への報告
- ・重大事態に係る事実関係の調査
- ・調査結果の教育委員会への報告
- ・保護者、関係機関との連携及び連絡調整

(2) 組織の構成メンバー

- ・校長 ・教頭 ・主幹教諭 ・生徒指導担当教諭 ・養護教諭 ・児童支援
- ・スクールカウンセラー（SC） ・スクールソーシャルワーカー（SSW）
- ・公民館長 ・自治協議会会長 ・民生委員 ・PTA会長 ・スクールサポーター

10 いじめ防止等の各取組の年間計画（P・D・C・Aを記入）

月	児童生徒等への取組 及び児童生徒の活動		職員研修等		チェ ック
4	学校いじめ防止基本方針作成 保護者懇談会（4/15・16） 家庭訪問（4/22～30） リーダー育成研修会（4/25）	P D D CA	校内いじめ防止対策委員会 学校いじめ防止基本方針作成 いじめ防止基本方針作成 いじめ防止対策部会（4/12）	D P P D	
5	いじめアンケート（5/10）	D	人尊協総会 いじめ防止対策部会（5/18）	D D	
6	Q-Uアンケート（6/1～4） （4～6年） アセスアンケート（6/1～4） （1～3年） いじめアンケート（6/10） 人尊協講演会（6/26） いじめゼロ取組月間	D D D D D D	学校サポーター会議 月限小いじめ・虐待防止委員会 いじめ防止対策部会（6/18）	DC DC D	A
7	学習参観・懇談会（7/3） いじめアンケート（7/9） リーダー育成研修会（7/17）	D D CA	心の教育研修会（7/13） 学期末反省会 ・1学期の取組の反省 ・2学期の取組の確認	D C AP	
8	子どもキャンプ予定 いじめゼロサミット参加	D D	中ブロ夏期研修会（8/19）	DC	
9	人権学習参観・懇談会（9/3） いじめアンケート（9/10）	D D	学校サポーター会議 月限小いじめ・虐待防止委員会 心の教育研修会（9/7） いじめ防止対策部会（9/30）	C DC D D	C
10	いじめゼロサミット参加 いじめアンケート（10/11）	D D	いじめ防止対策部会（10/15）	D	
11	いじめゼロ実現プロジェクト いじめアンケート（11/10） Q-Uアンケート（4～6年） アセスアンケート（1～3年）	D D D D	いじめ防止対策部会（11/18）	D	
12	いじめアンケート（12/10）	D	いじめ防止対策部会（12/6） 学期末反省会 ・2学期の取組の反省 ・3学期の取組の確認	C C A	
1	いじめアンケート（1/11） 学習参観（12/22）	D	いじめ防止対策部会（1/13）	D	
2	いじめアンケート（2/9） 学年末懇談会（2/25）	D C	いじめ防止対策部会（2/3） 学校サポーター会議（2/7） 月限小いじめ・虐待防止委員会	D C DC	B
3	いじめアンケート（3/10）	D	年度末反省会 ・1年間の取組の反省 ・次年度の取組の確認	C A	